

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 (独) 都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務の契約変更 (案) について

### 1. 経緯

(独) 都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務のうち、町田営業センターの受託事業者である財団法人住宅管理協会（以下、「協会」という。）は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）等において組織形態の見直しが求められていた。

これを踏まえ、協会の出資により、株式会社URコミュニティが設立（平成 25 年 8 月 1 日）され、町田営業センターの業務を含む事業について、協会から株式会社URコミュニティに事業譲渡されることとなった（平成 25 年 12 月 1 日）。

なお、協会の清算手続き完了後、株式会社URコミュニティの株式は残余財産として（独）都市再生機構に寄附され、株式会社URコミュニティは（独）都市再生機構の 100%子会社となる予定。

### 2. 契約変更の内容等

入札監理小委員会は、（独）都市再生機構から報告を受け、今回の契約変更の妥当性について下記の点を確認し、公共サービス改革法の趣旨が損なわれることがないと判断した。

#### ○透明性、公平性について

譲受会社は現事業者の出資により設立され、本業務の実施体制は譲受会社に引き継がれており、実施事業者選定の透明性、公平性を損なうものではない。

#### ○業務内容、質について

業務内容の変更はなく、従前の業務実施体制の下で業務の質も維持される。

#### ○実施経費について

実施経費の変更はない。

#### 【契約主体】

財団法人住宅管理協会 ⇒ 株式会社URコミュニティ  
(事業譲渡)

#### 【契約変更の時期】

平成 25 年 12 月 1 日 (予定)

以上